



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

資料 1

個人情報保護法の改正に伴う 「個人情報の保護に関する指針」等の一部改正

平成29年1月18日
日本証券業協会

本協会の個人情報保護法上の位置づけ

- ✓ 本協会は、個人情報保護法上の「認定個人情報保護団体」である。

個人情報保護法

認定

個人情報保護法に基づく、金融庁(改正後は、個人情報保護委員会)の認定

日本証券業協会(認定個人情報保護団体関係業務)

自主規制業務

- ◆ 自主規制規則の制定、実施
 - ・「**個人情報の保護に関する指針**」等の作成公表
 - ・協会員における個人情報の適正な取り扱いの確保に関する規則
 - ・ワーキング等における、情報管理態勢に関する検討
- ◆ 指導・監査・勧告・処分

苦情処理業務

- ◆ 苦情処理業務
 - ・協会員の個人情報の取扱いに係る苦情の受付・相談、協会員への通知・事情調査、苦情の解決

研修、情報提供業務

- ◆ 個人情報の適正な取扱いの確保のための協会員の役職員に対する教育・研修の実施
- ◆ 法令・自主規制等に関する周知・情報提供

協会員

指導・監査・
勧告・処分

苦情の解決
の申入れ

研修・
情報提供

- ◆ 個人情報の適正な管理体制の整備
 - ・個人情報に係る社内規程の制定
 - ・各協会員の業務における個人情報の適正な取り扱いの確保

✓ 協会員の個人情報保護に関する法令・ガイドライン・規則の適用関係

改正

個人情報保護法・政令・施行規則

新設

共通ガイドライン(個人情報保護委員会制定)
(通則編、確認記録編、外国第三者提供編、匿名加工情報編)
※個人情報保護法令の解説、実施にあたっての具体的指針
※従前の事業分野別ガイドラインを一元化のうえ新設

内容改正
(位置付けは新設)

金融分野ガイドライン(金融庁・個人情報保護委員会制定)
※金融分野特有の事由の解説、必要な措置の具体的指針
※金融分野は専門的であることから個別ガイドラインとして維持される

改正

日証協「個人情報の保護に関する指針」及び「解説」
※本協会所管業務に関する事由の解説、必要な措置の具体的指針
※自主規制規則と、個人情報保護法に基づく指針とを兼ねる

適 用

協 会 員

✓ 法改正の背景等

- ・ 情報通信技術の進展により、膨大なパーソナルデータが収集・分析されるビッグデータ時代が到来。他方、個人情報として取り扱うべき範囲の曖昧さ（グレーゾーン）のために、企業は利活用を躊躇。（例：大手交通系企業のデータ提供）
- ・ また、いわゆる名簿屋問題（例：大手教育出版系企業の個人情報大量流出）により、個人情報の取り扱いについて一般国民の懸念も増大。

⇒上記を踏まえ、個人情報の定義の明確化、匿名加工情報の利活用、個人情報のトレーサビリティの確保のための改正個人情報保護法が成立。また、監督官庁を個人情報保護委員会に一元化。
平成27年9月9日に公布（平成29年5月30日全面施行予定）

✓ 改正概要（主なもの）

	ポイント	概要
①	個人情報の定義の明確化	・ 個人情報の定義の明確化（生体認証情報（指紋等）、個人番号等の明示） ・ 「要配慮個人情報」に関する規定の整備
②	個人情報の保護の強化（名簿業者対策）	・ トレーサビリティの確保（第三者提供に係る確認義務及び記録の作成義務） ・ 不正な利益を図る目的による個人情報データベース提供罪の新設
③	個人情報の取扱いのグローバル化	・ 国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供に関する規定の整備 ・ 外国にある第三者への個人データの提供に関する規定の整備
④	適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保	・ 匿名加工情報に関する加工方法や取扱い等の規定の整備
⑤	個人情報保護委員会の新設及びその権限	・ 個人情報保護委員会を新設し、現行の主務大臣の権限を一元化 ・ 個人情報保護指針の作成や届出、公表等の規定の整備

✓ 日証協「個人情報保護に関する指針・解説」の改正方針

- 法改正により明確化された定義を新設する。
 - － 「個人識別符号」「要配慮個人情報」「匿名加工情報」など
- 既存（現行）の機微（センシティブ）情報に要配慮個人情報を加えたものが、原則新機微（センシティブ）情報となることを踏まえ、その取扱い上の留意点を追加する。
 - ※要配慮個人情報と機微（センシティブ）情報とで若干範囲は異なる。
 - － 労働組合への加盟、門地、本籍地、保険医療及び性生活は、「要配慮個人情報」に該当しないが、「機微（センシティブ）情報」には該当する。
 - － 「要配慮個人情報」のうち、本人等により公開されている情報や、目視等により外形上明らかな情報は、「機微（センシティブ）情報」に該当しない。
- 法改正により義務化された第三者提供時における確認義務・記録作成義務を新設する。
あわせて、外国にある第三者への提供時の取扱いについても新設する。
- 上記新設項目の他、共通ガイドライン及び金融分野ガイドラインを参考に、項目別の事例や留意点をはじめ、全体的な記載内容の見直しを実施する。

✓ 法改正前後の比較（主なもの）と日証協保護指針の該当箇所

	法改正前	法改正後	日証協 保護指針
定義	【個人情報】 ・生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる（他の情報と容易に照合することができることとなるものを含む。）	【個人情報】 ・生存する個人に関する情報であって、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができることとなるものも含む。）<u>又は個人識別符号が含まれるもの。</u> <u>※個人識別符号とは、個人番号、保険者番号、生体認証用のデータ等をいう。</u> 【要配慮個人情報】（新設） ・人種、信条、社会的身分、病歴等、その取扱いによっては差別や偏見を生じる恐れがあるため、特に慎重な取扱いが求められる記述等を含む個人情報 <u>※従前の金融分野ガイドラインの「機微（センシティブ）情報」の取扱いは、要配慮個人情報をほぼ包含のうえ維持される。</u>	（新設） 第2条 第1項 1号の2、 6号、7号
匿名加工 情報	（新設）	【匿名加工情報】（新設） ・個人情報に適正な加工を施し、特定の個人を識別できず・復元できないようにした情報	（新設） 第2条 第1項8号

✓ 法改正前後の比較（主なもの）と日証協保護指針の該当箇所

	法改正前	法改正後	日証協保護指針
適正な取得 (第17条)	・ 偽りその他不正な手段によって個人情報を取得してはならない。	・ 偽りその他不正な手段によって個人情報を取得してはならない。 ・ <u>要配慮個人情報</u>を取得する時には、必ず本人の同意を取らなければならない。	(新設) 第7条第3項の解説、 第8条の解説
外国第三者への提供 (新第24条)	(新設) ※第三者提供の制限は、国内外問わず適用される。	・ <u>外国にある第三者に個人データを提供する場合には、原則として、外国にある第三者への提供を認める本人同意を得る必要がある。</u> ・ <u>(ただし、外国にある第三者が適切な態勢整備(※)を行っている場合、法令に基づく場合、人の生命・身体・財産の保護のために必要な場合等は、同意不要。)</u> ・ <u>※態勢整備とは、個人情報保護法に定める個人情報取扱事業者が果たすべき義務の遵守や、国際的な枠組みの認定を受けていること。</u>	(新設) 第14条の2
第三者提供に係る 確認・記録 作成義務等 (新第25条 及び第26条)	(新設)	・ <u>個人データを第三者に提供するときは、提供年月日、第三者の氏名・名称等を記録、保存する必要がある。</u> ・ <u>第三者から個人データの提供を受けるときは、当該第三者がその個人データを取得した経緯について確認するとともに、受領年月日、第三者の氏名・名称、確認した内容等を記録、保存する必要がある。</u>	(新設) 第14条の3 第14条の4 第14条の5

改正個人情報保護法対応のスケジュールについて

✓ 平成27年9月9日、改正個人情報保護法公布（2年以内施行）

	2016年度						2017年度
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～
保護委員会 及び 金融庁	「個人情報の保護に関する法律 施行令の一部を改正する政令」 「個人情報の保護に関する法律 施行規則」（10/5公表）						個人情報保護法等施行 （5月30日予定）
	共通G L 意見募集 （10/4～11/2）	共通G L 新設 11/30					
			金融分野G L 意見募集 （12/15～1/13）		金融分野G L 改正 （見込み）		
日証協				保護指針・解説 意見募集 （1/18～2/16）		保護指針・ 解説改正 （3/14予定）	
協会員						各社社内規程等 の改正	

※金融分野GLのパブリックコメント結果等を踏まえ、個人情報保護指針の内容を修正する可能性がある。



JSDA

日本証券業協会

Japan Securities Dealers Association

資料 2

証券業界とフィンテックに関する研究 について(中間報告)

—(公財)日本証券経済研究所における研究の実施—

2017/01/17

日本証券業協会

(1) 研究の目的

ITを活用した革新的な金融サービス(フィンテック)は、証券業界においても、大きな変革をもたらす可能性があるが、必ずしもその実情や活用の可能性について十分な分析・評価が行われているわけではない。

そこで、フィンテックの現状を整理し、それが証券業界にどのような含意を持つかについて、基本的な評価を試みることを目的とする。

(2) 研究の形式

本協会の問題意識を踏まえ、公益財団法人 日本証券経済研究所が「証券業界とフィンテックに関する研究」を行う。同研究所は、「(3)研究の方法」により研究を行い、その成果を本協会に報告する。

(3) 研究の方法

第1段階(サーベイ)と第2段階(研究)に分け、概ね次のようなイメージで2年間程度をかけて研究を行う。

① 2016年5月～12月頃 第1段階(サーベイ)

「証券業界とフィンテックに関する研究会サーベイグループ」を設置し、概観的な調査を行い、報告書を取りまとめる。

② 2017年1月頃～3月頃 研究テーマの絞込み

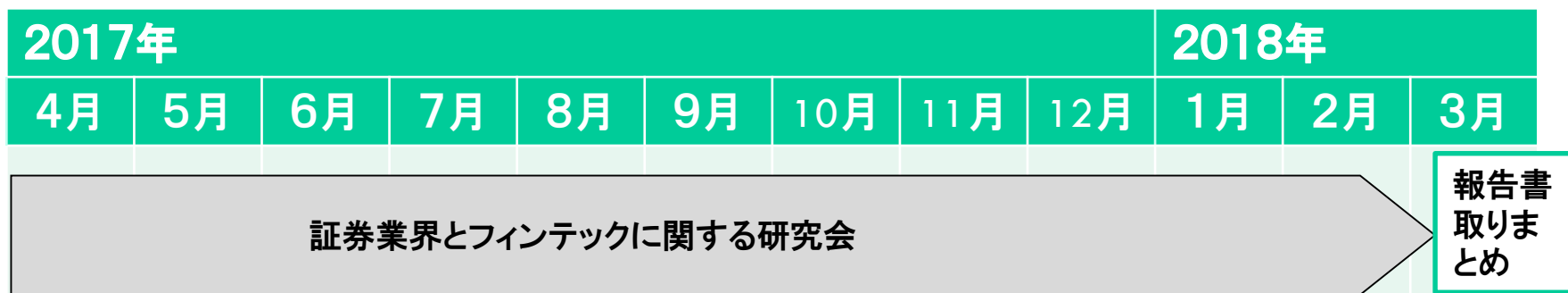
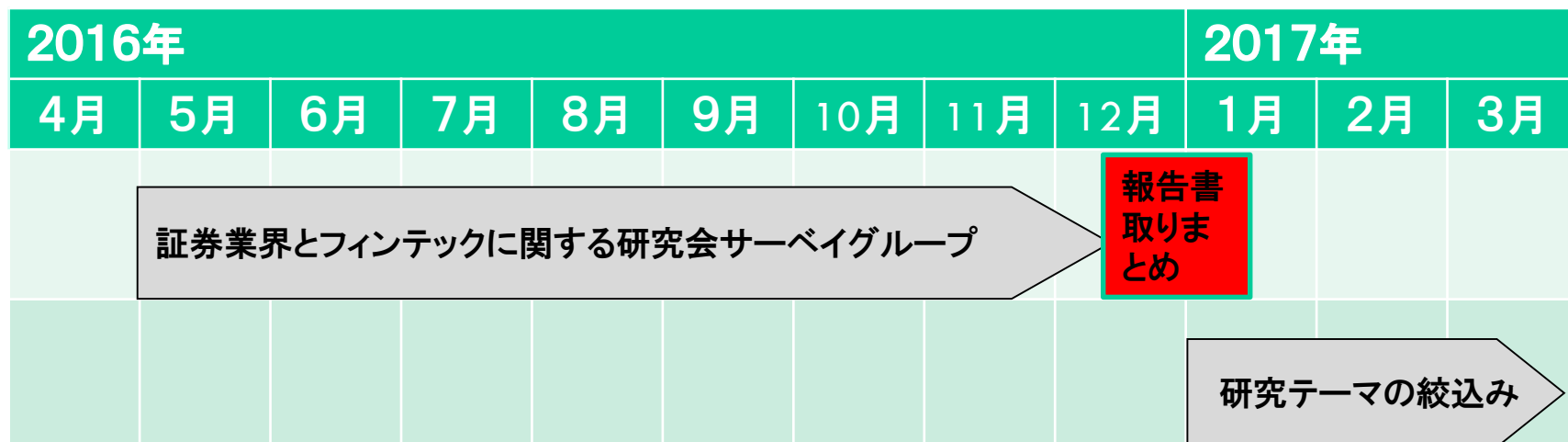
本協会において、①の報告書及び会員の意見を踏まえ、テーマの絞込みを行う。

③ 2017年4月頃～2018年3月頃 第2段階(研究)

「証券業界とフィンテックに関する研究会」を設置し、②で絞り込んだテーマについて研究を行い、報告書を取りまとめる。

1. 研究の目的等

＜参考＞スケジュール(イメージ)



・「証券業界とフィンテックに関する研究会サーベイグループ」における研究内容

サーベイグループでは、フィンテックの全体像、事例、背景及び評価を整理するとともに、フィンテックの進展が証券業界に対して有するインプリケーションについても考察した。重点調査分野は下記とし、学界・実務の有識者によるプレゼンテーションを基に、委員相互の意見交換を行う形態で計7回の会合を開いた。

- ① 投資アドバイス、金融商品ディストリビューション(ロボアドバイザーなど)
- ② 資金調達・証券発行(クラウドファンディングなど)
- ③ トレーディング
- ④ 決済・資産管理(ブロックチェーンなど)
- ⑤ その他

3. サーベイグループの構成

主 査	関 雄 太	(株)野村資本市場研究所 研究部長
委 員	大 木 剛	みずほ総合研究所(株)金融調査部 主任研究員
	瀧 俊 雄	(株)マネーフォワード 取締役Fintech研究所長
	福 田 好 郎	(株)NTTデータ経営研究所グローバル金融ビジネスユニット シニアマネージャー
	町 井 克 至	(株)大和総研経済環境調査部 次長兼主任研究員
幹 事	小 林 陽 介	(公財)日本証券経済研究所 研究員
オブザーバー	富 永 剛 晴	金融庁総務企画局市場課 課長補佐
	鎌 田 沢一郎	日本証券業協会政策本部 参与
	山 藤 敦 史	(株)日本取引所グループ総合企画部新規事業推進室・フィンテックラボ 課長
	大 前 忠	(公財)日本証券経済研究所 常務理事

※ 第2段階の研究会の構成は、サーベイグループ・メンバーなども含め、研究テーマの絞込みを行った上であらためて検討する。

4. サーベイグループの活動状況

回号 (開催月日)	テーマ	報告者
第1回 (6月6日)	・「フィンテックを取り巻く時代潮流」	渡部亮氏(法政大学教授)
第2回 (7月29日)	①「米国証券分野におけるFinTechの取り組み」 ②「情報通信技術の発展が証券業に与える影響」	大木剛委員 福田好郎委員
第3回 (8月29日)	①「金融市場インフラに対するブロックチェーン/DLTの適用可能性について」 ②「フィンテックの証券業へのインパクト～PFMプレーヤーの観点から～」	山藤敦史オブザーバー 瀧俊雄委員
第4回 (9月23日)	①「人工知能・ビッグデータの発展と金融サービス業への活用」 ②「FinTechから金融イノベーションへ～既存フレームワークに揺さぶりをもたらす新興国でのイノベーション実現～」	佐藤広大氏(野村資本市場研究所副主任研究員) 町井克至委員
第5回 (10月24日)	①「クラウドファンディングとフィンテック」 ②「証券監督者国際機構(IOSCO)等でのFinTechに関する検討の状況」	松尾順介氏(桃山学院大学教授) 石倉宏一(日証協執行役)、 横田裕(日証協政策本部国際部次長)

4. サーベイグループの活動状況

回号 (開催月日)	テーマ	報告者
第6回 (11月25日)	①「One Tap BUYについて」 ②「証券業とフィンテックの関連について—全体像に関する試案—」	三好美佐子氏(株)One Tap BUY取締役カスタマーサー ビス部長) 小林陽介幹事
第7回 (12月27日)	①「米国のロボアドバイザー動向報告」 ②報告書の原案について	鈴木奏氏(Aite Group,LLC Head of Asian Operation) 関雄太主査

・ 証券業界に対するフィンテックの影響

- 現時点で顕在化しているフィンテック(とその関連新興企業)については、支払・決済・送金を中心とした銀行・カード業界への影響が大きいとされる。
- 「証券取引」「投資」の分野で、既存の証券業者の役割や価値を根底からディスラプト(破壊)するとは考えにくい。
- 証券業者は、過去20年余りの間、ICT革命による激変をすでに経験していたとも言える。
- しかし、証券市場が無形のデータと価値を取引する「ネットワーク」であることを考えれば、ICTの革新による影響は今後さらに増大することはあっても弱まることはない。
- また、証券業界の顧客や社会の側では、高齢化やライフスタイルの変化に応じ、投資や資産運用・管理に関するニーズがますます多様化・複雑化。すべてのプレイヤーが顧客ニーズへ適切に対応するために、さまざまな取り組みを求められる可能性。

5. サーベイグループ報告書の主な内容②

■ 広がるフィンテックの領域

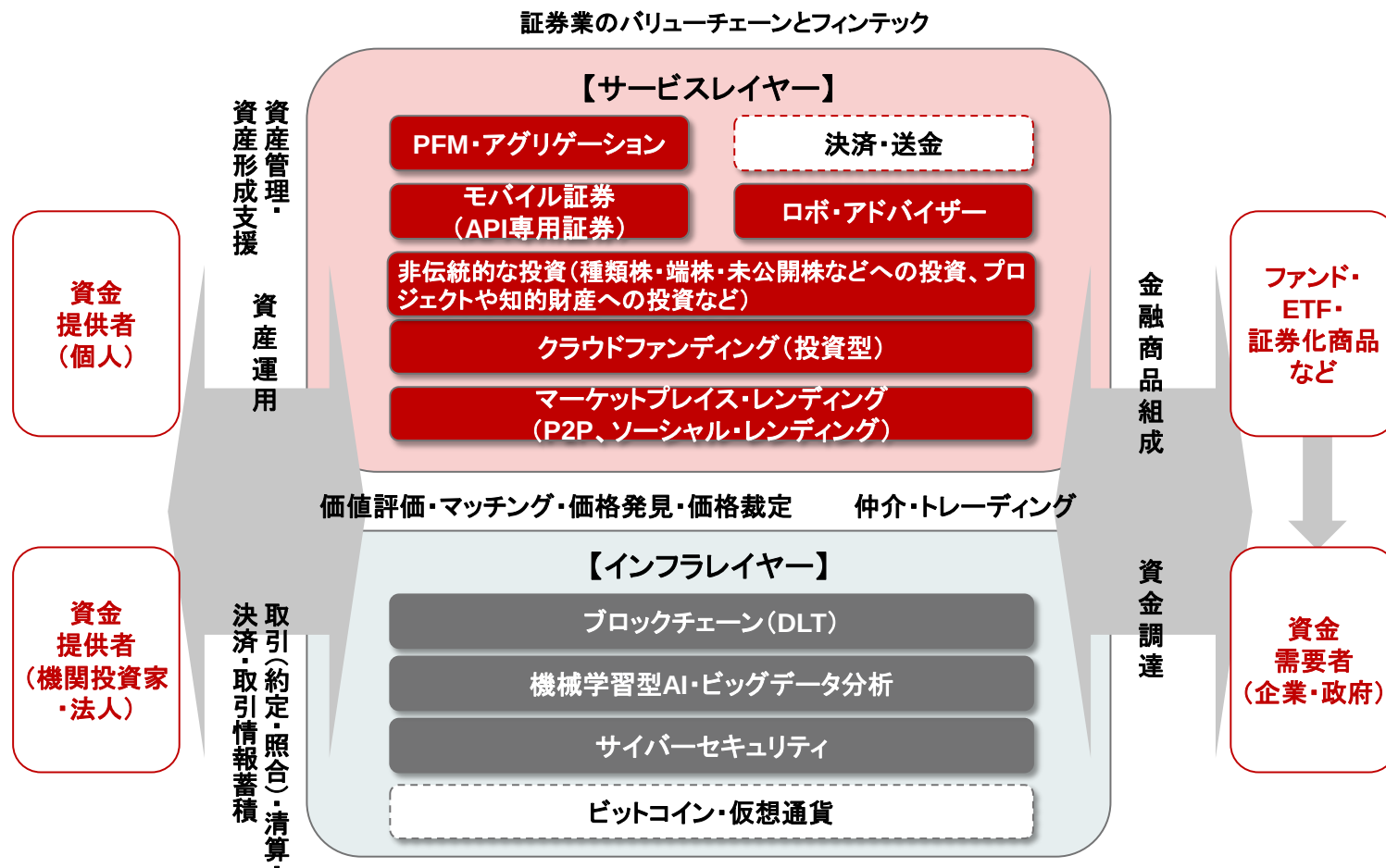
- 投資分野ではロボ・アドバイザー、クラウドファンディング、ブロックチェーン技術など。

フィンテックの類型

	決済・送金	預金	融資・貸出	投資	その他(保険、 経理、店舗 サービスなど)
1. 金融ビジネスを支援 するフィンテック	人工知能 (AI)、IoT、ロボット、ビッグデータ分析、 クラウド・コンピューティング、ソーシャル・メディア、APIなど				
2. 金融取引手段を変革 するフィンテック	モバイル専門銀行			モバイル証券 ロボ・ アドバイザー	
3. 金融ビジネスを一部 代替するフィンテック	決済関連		オンライン・ レンディング (バランスシート/ トランザクション・ レンディングを含む)		
4. 新たな金融仲介と なるフィンテック			マーケットプレイス・ レンディング	クラウド ファンディング	
5. 金融インフラに変革を 起こすフィンテック	ブロックチェーン技術				
	サイバーセキュリティ				

5. サーベイグループ報告書の主な内容③

- フィンテックが革新・再構築を目指す証券業の領域
 - インフラレイヤーとサービスレイヤーに大別できる。



(出所)野村資本市場研究所作成

■ フィンテックと証券業者

- 「守りのフィンテック」「攻めのフィンテック」という観点からの検討が可能。
- 最近のイノベーションでは、技術主導による市場創出よりも、オープンなプラットフォームの中で技術とサービスが結びつくことで一気に顧客が創造されるパターンが多く、既存の証券業者にとっては、フィンテックの関連プレイヤーなどとの「付き合い方」が重要となる。

■ 日本の証券市場とフィンテックの促進

- 「国民の安定的な資産形成」「リスクマネーの供給」などといった政策や、市場関係者の目指すビジョンの実現のために、フィンテックを活用するという視点が重要。
- 日本の資本市場の価値や国際競争力を高めるイノベーションを積極的に取り入れていく姿勢が市場関係者に求められる。